

シンドラマー社製エレベーターについて緊急点検する項目・内容

No	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)要是正又は異常有りの判定基準
①	ブレーキ関係	ブレーキ保持力の状況	かごに 125%の荷重を加える又は 125%積載時相当のトルクをモーターで発生させることにより、かごの位置を確認する。	かごの位置が著しく変動すること。(要是正)
②		ブレーキパッドの厚さの状況	パッドの厚さを測定し、前回の定期検査時又は定期点検時からのパッドの摩耗量を確認する。 (写真を添付)	運行に支障が生じている又は次回の定期検査時若しくは定期点検時までにパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるため、是正が必要な状態にあること。(要是正) パッドの厚さが運行に支障が生じるおそれがない最少厚さの 1.2 倍 (電気制動式のものにあつては、1.1 倍) 以下であつて、重点的な点検が必要な状態にあること。(要重点点検)
③		パッドとドラム及びディスクとの接触の状況	目視及び聴診により確認する。	走行中にパッドとドラム又はディスクが接触していること。(要是正)
④		ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態に於いて目視又は触診により確認する。	プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ストロークがないこと。(要是正)
⑤		ブレーキプランジャー電磁ソレノイドの抵抗値の測定	回路から切り離してテスター等でブレーキコイルの抵抗値を測定して製造者の判定値と比較する。	正常な判定値に適合しないこと。(異常有り)

⑥	ブレーキ関係	ブレーキ作 動電圧・電流 の測定	テスター等でブレーキ作 動電源の電圧・電流を測定 して製造者の判定値と比 較する。	正常な判定値に適合しない こと。(異常有り)
⑦		油の付着の 状況	目視により確認する。 清浄な紙をブレーキドラ ム等にこすりつけてオイル の付着がないことを確 認する。	ドラム又はディスクのパッ ドしゅう動面に制動力又は 保持力に影響を与えるおそ れがあるオイルの付着があ ること。(要是正)
⑧		構成機器の 作動の状況	作動の状況を確認する。	作動時に異常音若しくは異 常な振動があること又は作 動が円滑でないこと(要是 正)
⑨		摩耗粉の状 況	ブレーキ周囲の摩耗粉を 目視により確認する。	パッドの摩耗粉があるこ と。(異常有り)
⑩		ブレーキス イッチ(ブレ ーキの解放 を確認する スイッチ)の 確認	ブレーキを開放レバーで 解放し、ブレーキスイッチ が作動するときにはかご が動きだしていること又 は、ドラム又はディスクと パッドの間にすき間があ ることを確認する。	ブレーキスイッチが作動し てもかごが動き出さないこ とまたは、ドラム又はディ スクとパッドの間にすき間 が無いこと。(異常有り)
⑪	ブレーキ摩 耗センサー の状況	スイッチ又はセンサーを 作動させる。 スイッチ又はセンサーが 正しくセットされている ことを確認する。(機器に 備え付けの説明書または 製造者に確認する。)	スイッチ又はセンサーを作 動させてもエレベーターが 起動できること。(異常有 り) 正しくセットされていない こと。(異常有り)	
⑫	制御器関係	制御電源の 回路電圧の 測定	テスター等により測定し、 製造者の判定値と比較す る。	正常な判定値に適合しない こと。(異常有り)
⑬		ブレーキコ イル励磁用	目視により確認する	接点に摩耗、変形、溶着、 荒れがあること。(異常有

		接触器の接点の確認		り)
⑭		ドアスイッチリレーの溶着確認	目視にてリレー接点を確認する	接点に溶着、荒れがあること。(異常有り)
⑮	巻上機	綱車(トラクションシーブ)の溝の摩耗状況	溝の摩耗状況を目視により確認し、または溝と主索と綱車がすべらないことを確認する。	溝と主索のすき間が十分でなく運行に支障があること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索、綱車に著しい滑りが生じていること、またはU溝を除く溝で、主索が底当たりしていること。(要是正)
⑯	ドア関係	かごの戸スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視により確認し又は測定する。 ロ かごの戸が開いた状態において動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。	かごの戸が開いているときにかごが昇降すること又は作動の位置が両引き戸に若しくは上下戸にあっては75mm、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあっては50mmを超えていること。(要是正)
⑰		乗り場戸スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	乗り場戸が開いているときにかごが昇降すること(要是正)
⑱		床合わせ補正装置の状況の確認	着床面からかごをおおむね50mmの位置及び75mmを越え200mmの間に移動させ、戸が開いた状態で運転し、作動の状況	着床面からかごが50mmの位置で床合わせ補正を行わない。(要是正) 75mmを越え200mmの間で位置で床合わせ補正を行

			を確認する。	う。(要是正)
⑱	部品交換関係	ブレーキソ レノイドの 交換履歴	ブレーキソレノイド又は ブレーキコイルを交換し ている場合は、交換時期と 理由を記載	
⑳		ブレーキパ ッドの交換 履歴	ブレーキパッドを交換し ている場合は、交換時期と 理由を記載	

※(に)欄について判定基準に該当する場合には、別紙様式3の検査結果の欄に()内の判定結果を記載すること。

※シンドラエレータ(株)以外の者が点検を行う場合には、点検方法、点検上必要な数値はシンドラエレータ(株)に確認し点検を実施するよう点検者に指導すること。

※点検の実施に当たっては、挟まれ、感電、巻き込まれなど安全に十分注意して実施するよう点検者に注意喚起すること。

※点検終了後は、点検により触れた部分について正常であることを確認するよう点検者に指導すること。

※⑩、⑪、⑱は、設置の有無を明記し、設置してある場合は点検を実施するよう点検者に周知すること。

※油圧式エレベーターについては、⑫、⑭、⑯、⑰、⑱のみを点検するよう点検者に周知すること。